

学校法人ノースアジア大学寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人ノースアジア大学という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を秋田県秋田市下北手桜字守沢46番地の1（ノースアジア大学内）に置く。

(運営の基本)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び設置する学校

(目的及び設置する学校)

第4条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、真理、調和、実学を教育理念とし、教育及び保育事業を行うことを目的として、次の学校を設置する。

- (1) ノースアジア大学 経済学部 経済学科
法学部 法律学科
国際観光学科
- (2) 秋田看護福祉大学 看護福祉学部 看護学科
福祉学科
- (3) 秋田栄養短期大学 栄養学科
- (4) 明桜高等学校 普通科（全日制）
- (5) ノースアジア大学附属さくら幼稚園
- (6) 幼保連携型認定こども園ノースアジア大学附属のびのびこども園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の定数の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事又は監事には、それぞれその選任の際現にこの法人の役員又は職員（この法人の設置する学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない

者が含まれるようにするものとする。

- 3 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

(理事長)

第6条 理事の互選により、理事長1人を定める。

- 2 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を総理する。
- 3 理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) ノースアジア大学学長
 - (2) 学識経験者で理事会において選任された者 1人
 - (3) 理事会において選任された者 1人以上3人以内
 - (4) 評議員のうちから理事会において選任された者 1人以上3人以内
- 2 理事総数は、5人以上としなければならない。
 - 3 第1項第2号の理事は、現にこの法人の役員又は職員以外の者の中から選任しなければならない。
 - 4 第1項第1号の理事は、学長の地位を失ったとき、第4号の理事は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事の職務は、次のとおりとする。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学省に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 3 選任された監事が、選任時に理事、評議員ないしは教職員であったときは、

監事就任の受託のときにその職を失う。

4 監事は、非常勤とする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。

2 役員に欠員を生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任及び退任)

第9条の2 法人は、次の場合、別に定める規程をもって役員を解任することができる。

(1) 寄附行為ないしは法令に著しく違反する行為があったとき。

(2) 心身の故障により、その職務を行うことができないとき、ないしは、職務を行うにつきその任に堪えることができないとき。

(3) 著しく品位に欠ける行為をなし、本学の名誉までも損ない、およそ本学の役員として認められないとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員の補充)

第10条 この法人の理事又は監事の数が、第5条第1項に定める最低定数を欠くこととなったときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事長の職務の代理・代行)

第10条の2 理事長は、就任後直ちに理事長の職務を代理・代行する者を理事のうちから指名しなければならない。ただし、理事長が副理事長を指名したときは、この限りではない。

2 前項の代理・代行者は、理事長に事故があるときは、理事長の職務を代理・代行し、理事長が欠けたときは、理事長の職務を行う。

(副理事長)

第11条 この法人に副理事長を置くことができる。

2 副理事長は、理事のうちから理事長が指名する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、法人の業務を監督する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときは、その職務を代理・代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

(常務理事)

第11条の2 この法人に常務理事を置くことができる。

- 2 常務理事は、理事のうちから理事長が指名する。
- 3 常務理事は、理事長が委任したこの法人の業務を担当する。
(理事会)

第12条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。理事総数の2分の1以上の理事（理事長を除く。）が、理事会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 5 前項の通知は、会議の10日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、理事長が相当と認める方法によって招集することができる。
- 6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 7 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、電話会議システムなどの同時双方向のコミュニケーションを可能にする情報技術を使った会議参加システムによる出席を認めることができる。
- 8 理事会の議事は、法令又は寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 直接の利害関係を有する理事は、その議事及び議決に加わることができない。ただし、議長は必要に応じて、議事に当該理事の出席を求めることができる。
- 10 議事録は、議長が作成し、事務局が管理する。
(業務決定の特例)

第13条 次に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (3) 残余財産の処分に関する事項

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第14条 評議員会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) ノースアジア大学学長
 - (2) 秋田看護福祉大学学長
 - (3) 秋田栄養短期大学学長
 - (4) この法人の教職員のうちから理事会において選任された者 7人以上
12人以内
 - (5) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうち
から理事会において選任された者 2人以上4人以内
 - (6) 理事会において選任された学識経験者 1人以上4人以内
- 2 評議員の定数は、理事定数の2倍をこえる数とし、11人以上23人以内
とする。
 - 3 第1項第1号から第3号までの職にあるいずれかの者が、同項第1号から
第3号までの職の1又は2以上を兼ねる場合は、前項に定める評議員数の上
限から兼務数を減じた数以内とする。
 - 4 第1項第4号及び第5号の評議員の推薦手続は、別に定める。
(評議員の任期)
- 第15条 前条第1項第1号から第3号までの評議員の任期は、その職の任期
中とする。
- 2 前条第1項第4号から第6号までの評議員の任期は、2年とする。ただし、
第4号の評議員は、その職又は地位を退いたときは、評議員の地位を失うも
のとする。
 - 3 前条第1項第4号から第6号までの評議員に欠員が生じたときは、速やか
に補欠を選任する。この補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 評議員は、再任されることができる。
 - 5 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその
職務を行う。
(招集)
- 第16条 評議員会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、評議員総数の
3分の1以上から会議に付する事項を示して、評議員会の招集を請求された
場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 2 理事長が、前項の期間内に評議員会を招集しないときは、その請求をした
評議員は、評議員会を招集することができる。
(議長を選任)
- 第17条 評議員会の議長は、会議のつど評議員の互選で定める。ただし、理
事長が評議員の職にあるときは、理事長が議長を行う。
- 2 前条第2項の評議員会においては、その請求をした評議員の互選により議

長を定める。

(会議)

第18条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。

3 臨時会は、理事長が必要と認める場合及び第16条ただし書の場合において招集する。

4 議長は、議事録を作成し、事務局が保管する。

(諮問事項)

第19条 理事長は、寄附行為に定める事項及び次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産、その他重要な資産の処分に関する事項

(2) 事業計画（年度計画、中期・長期計画）

(3) 運用財産中、不動産及び積立金の管理に関する事項

(4) 剰余金の処分に関する事項

(5) 寄附行為の変更

(6) 寄附行為の施行規則に関する事項

(7) 合併

(8) 第28条第1項及び第3項の事由による解散

(9) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項

第5章 資金及び会計

(資産)

第20条 この法人の資産は、次のとおりとする。

(1) 別紙財産目録記載の財産

(2) 資産から生ずる果実

(3) 授業料、保育料、入学金、入園料及び試験料

(4) 寄附金品

(5) その他の収入

(資産の区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第22条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事総数の3分の2以上の同意を得てその一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第23条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、確実な銀行、信託銀行その他の金融機関に預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第24条 この法人の設置する学校の運営に要する費用は、授業料、保育料、入学金、入園料、試験料その他の運用財産をもって支弁する。

(予算)

第25条 予算は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(決算)

第26条 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これらについて監事の監査を受けるものとする。

2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2月以内に評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算において剰余金があるときは、その一部若しくは全部を基本財産若しくは運用財産に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第27条 前条第1項の各書類及び監事の監査報告書は、この法人の各事務所に備え置き、第4条の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から閲覧の請求があつた場合には、それらに応じなければならない。ただし、その閲覧の請求に正当な理由がないときは、これを拒むことができる。

第6章 解散

(解散)

第28条 この法人は、私立学校法第50条第1項第2号から第6号までに掲げる事由によるほか理事総数の3分の2以上の同意により解散する。

2 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を

生じない。

3 目的たる事業の成功の不能による解散は、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

4 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第29条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人、その他教育の事業を行う者のうちから理事総数の3分の2以上の同意によって選定する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、学校法人ノースアジア大学広報に掲載し、かつ、ノースアジア大学及び秋田看護福祉大学の掲示板に掲示して行う。

(施行規則)

第32条 この寄附行為の施行規則は、理事会において定める。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

(※附則は最新附則のみ掲載)